全 員 協 議 会 資 料 令和3年(2021) 1 2月20日 防災安全部防災安全課

島根原子力発電所2号機に関する状況等について

島根原子力発電所2号機に関する状況等について下記のとおり報告します。

記

1. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について

資料 1

- (1) 日 時 令和3年12月11日(土)10:00~12:00
- (2)場所 サンラポーむらくも
- (3) 出席者 県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長、経済産業省、中国電力㈱
- (4) 議事内容
 - ①県の重点要望事項及び確認事項に対する国の回答
 - ②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答
 - ③意見交換
- 2. 島根原子力防災安全等対策交付金の見直しについて

資料2

3. 島根原子力発電所2号機に係る県からの意見照会について

資料3

4. 市長による東京電力福島第一原子力発電所等への視察について

資料 4



①県の重点要望事項に対する国の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

	ᅩㅁ	-	
曲	ᄄᄸ	虫	珀
1/2	=	#	ナロ

コメント

① 2050 年カーボンニュートラル、2030 年 温室効果ガス排出2013 年度比46%削減の 実現に向けて、第6次エネルギー基本計画 が策定されたが、国のエネルギー政策や原 子力発電の必要性などについては、県民や 立地・周辺自治体の理解と納得が得られる よう、国が明確に示していくこと。 原子力については、本年 10 月に閣議決定 した第 6 次エネルギー基本計画で示したよ うに、2050 年カーボンニュートラルを実現 するため、必要な規模を持続的に活用してい く方針です。

資源に乏しい日本において、気候変動対策 を進める中にあっても、安定的で安価な電力 を供給する上では、安全を最優先に、原子力 を活用していくことが必要不可欠と考えて います。

こうした国の方針について、立地自治体や 周辺自治体の皆様に向けた理解活動を丁寧 に進めることが重要と考えています。

引き続き、立地自治体や周辺自治体の皆様に対し、国のエネルギー政策や原子力発電所の必要性などについて、丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、国が全面に立って、粘り強く取り組んでまいります。

② 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、 国が前面に立った取組を加速させること。 本年 10 月に閣議決定した第 6 次エネルギー基本計画で示したように、使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用する核燃料サイクルを推進することが政府の基本方針です。

この方針に沿って、日本原燃は、安全確保を大前提に、六ヶ所再処理工場の竣工に取り組んでいます。昨年、原子力規制委員会の安全審査に合格したことは、核燃料サイクル政策における大きな前進と認識しており、引き続き、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めてまいります。

こうした課題をはじめ、核燃料サイクルの 課題の解決に向けて、国が前面に立って、事 業者とともに着実に取り組んでまいります。



①県の重点要望事項に対する国の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】		
要望事項	コメント	
③ 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと。	原子力発電所の再稼働にあたっては、住民の皆様の幅広い御理解が重要であり、国が前面に立って、丁寧な説明を尽くすなど最善の努力をしてまいります。その際、立地自治体のみならず、周辺自治体の皆様の声もしっかり受け止め、丁寧に取り組んでまいります。	
	なお、再稼働に際しての理解確保のための 活動範囲や方法については、各地の事情が 様々であることから、国が法令等により一方 的・一律に決めるのではなく、各地域の実情 を踏まえて、対応することとしています。	
	今後とも、立地自治体や周辺自治体の皆様に寄り添って、原子力発電所の再稼働についての御理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。	
④ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。	原子力安全・防災対策の充実は、地域住民 の安全・安心の観点から重要であると認識し ています。これまでも、内閣府等の関係省庁 と密接に連携、協力し、防災資機材の整備な どに取り組んでまいりました。	
	特にご要望いただいた、原子力安全・防災 対策に従事する職員人件費については、現 状、原子力防災関連支援制度の直接の対象と なっていませんが、原子力安全・防災対策は、 立地自治体や周辺自治体の重要な業務の一 つになっていると認識しています。	
	このため、引き続き、内閣府等の関係省庁とも連携し、原子力安全・防災対策の充実に向けて、しっかり取り組んでまいります。	

①県の重点要望事項に対する国の回答

【原子力規制庁】

要望事項

⑤ 島根原子力発電所2号機については、令 和3年9月15日に原子炉設置変更が許可 され、原子力規制委員会から、県議会や住 民説明会で、審査結果の説明を受けたとこ ろ。

県としては、これらの説明に対する意 見・要望を踏まえ、再稼働について総合的 に判断することとしているが、原子力事業 者の監督官庁として安全対策に万全を期す こと。

また、審査結果等について、県民や立地・ 周辺自治体に対し、引き続き丁寧にわかり やすく説明を行うこと。

さらに、設計及び工事計画認可の審査、 保安規定変更認可の審査、原子力規制検査 についても、引き続き厳格に行うこと。

コメント

原子力発電所の安全対策については、当 然ながら、引き続き厳正に審査、検査、そ の他諸々の監視活動を通じて、規制機関と して尽くしてまいります。

審査結果等については、これまでも住民 説明会等で説明を行ってきましたが、追加 が必要であれば、色々相談してきちんと対 応したいと思います。

引き続き、設計及び工事計画の認可の審 査、保安規定の審査についても、きっちり 厳格に行っていきます。

⑥ 島根原子力発電所の安全対策について は、設備面での対応だけでなく、組織・人 員体制、手順、教育及び訓練といった人的 な対応についても、厳格に確認を行うこ と。

組織・人員体制、手順については、保安 規定の審査できっちりやりますが、実際面 は検査で確認する必要があります。

新しい検査制度が導入され、常駐する検 査官が、いわゆるフリーアクセスで抜き打 ち的に日々監視することで、事業者側に緊 張感を与える効果が出ているのではないか と思います。検査の過程できっちり監視し ていきたいと思います。

①県の重点要望事項に対する国の回答

【内閣府原子力防災担当】

要望事項

⑦ 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成す る島根地域原子力防災協議会において島 根地域全体の避難計画である緊急時対応 がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする 原子力防災会議において了承されたとこ ろであるが、今後も原子力防災訓練等を通 じた確認や、計画の具体化・充実化を継続 して進めることが必要であり、要配慮者対 策、避難先や移動手段の確保、国の実働組 織の支援等について、必要な支援・協力を 行うこと。

また、地域原子力防災協議会での検討等 を踏まえた島根地域全体の避難対策につ いて、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわ かりやすく説明を行うこと。

コメント

島根地域の緊急時対応については、訓練 などを通じて、継続的に検証、改善してい くことが重要であり、引き続き、避難計画 の具体化・充実化のための必要な支援を行 っていきます。

実動組織による支援については、自治体 からの要請があれば、全国的な支援を実施 する考えです。

訓練についても、実動組織が参加して実 施するのが重要であり、そうした訓練を積 み重ねていきたいと思います。

複合災害に関しては、内閣府でも、まず 先に一般災害が起こる想定で、一般防災と 原子力防災の連携を強化してきています。

島根地域における避難対策については、 立地・周辺自治体の議会や住民説明会など 様々な場でご説明をさせていただいたとこ ろですが、様々な機会や方法により、より 丁寧な説明を心がけていきます。

⑧ 県が計画的に進めている、避難退域時検 **査、緊急時モニタリング、避難所等で必要** となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避 難を確保するための施設等の整備・維持・ 更新等について、国は必要な財政支援を行 うこと。

また、原子力災害対策事業費補助金等の 支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転 せざるを得ない場合の移転先における必要 な通信環境及び資機材整備などについて、 新たに補助対象に加えること。

必要な資機材の整備等については、これ まで緊急時安全対策交付金等により財政支 援を行ってきているところですが、相談い ただければ、工夫は様々とできると思いま すので、できるところは支援していきたい と思います。

①県の確認事項に対する国の回答

【終落産業名(咨項エネルギー庁)】

【経済産業省(資源エネルギー庁)】		
確認事項	コメント	
① ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロ については、どのように対応するのか。	原子力発電所へのミサイル攻撃に対し、政府としては、	
	①海上自衛隊のSM-3搭載のイージス 艦による上層での迎撃	
	②航空自衛隊のPAC-3ミサイルによる下層での迎撃	
	を組み合わせ、多層防衛により対処するこ ととしています。	
	また、武力攻撃事態などに該当すれば、事態の状況に応じて、国民保護法等の関係法令や国民保護計画等に基づき、警報の発令や住民の避難等の措置が迅速かつ的確にとられます。	
	原子力発電所については、こうした事態に 至れば、原子力規制委員会が、これら関係法 令や同計画等に基づき、原子力発電所の運転 停止や核燃料物質の所在場所の変更を、原子 力事業者に命じます。	
	加えて、平素より、様々な事態を想定し、 関係機関が連携して各種シミュレーション を行い、国民保護のための訓練等を実施する ことで、いかなる事態に対しても、国民の安 全を守るために備えています。	
	経済産業省としても、関係機関及び事業者 との連携を密にして、こうした事態に際し て、事業者が迅速に対応できるように注意喚 起をしていくとともに、原子炉の運転停止等 が生じた場合には、電力の安定供給の確保に 必要な対応を講じてまいります。	



①県の確認事項に対する国の回答

【経済産業省(資源エネルギ―庁)】

龙	認	車	項
տա	mir's	⇉	上口

コメント

② 避難が長期に及んだ場合の、二次避難先 の確保や避難先・避難元自治体に対する支 援など、住民の避難先の生活について、国 として具体的にどのような体制で、どのよ うな支援を行うのか。

原子力災害が発生した際は、専門の部署と して、原子力被災者生活支援チームを早期に 投入することとしており、住民の避難先での 生活の支援を責任もって対処することとし ています。

具体的には、避難指示区域等の設定・見直 し、放射性物質に汚染された地域の除染、放 射性物質により汚染された廃棄物の処理、健 康調査や健康相談等の実施等の支援、被災者 の意向等も踏まえた応急仮設住宅の供与等 の避難・受け入れ先の確保等について、関係 省庁や自治体等と連携して取り組んでまい ります。

③ 仮に再生可能エネルギーだけで電力需 要を賄うとした場合にどのような問題が 生じるのか。

その問題を解決するために、政府の方針 に基づいて原発の再稼働を進めることが 日本社会にとって必要不可欠なのか。

再エネについては、国民負担の抑制や地域 との共生を図りながら、主力電源化していく ことが政府の基本方針です。

しかし、再エネの主力電源化にあたって は、①再生可能エネルギーのポテンシャルの 大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量 の確保や、太陽光や風力の自然条件によって 変動する出力への対応、②平地が限られてい るといった我が国特有の自然条件や社会制 約への対応、③適切なコミュニケーションの 確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた 地域との共生、4発電コストが国際水準と比 較して依然高い状況にある中で、コスト低 減、国民負担の最大限の抑制といった様々な 課題があります。

これらの課題の克服に向け、揚水発電の活 用等に取り組む一方で、再エネの技術開発や コスト低減の見通しには不確実性があるこ とは事実です。こうした不確実性を考慮せず に、再エネだけで電力需要を賄うとすること は、我が国のエネルギー政策として適当では ないと考えています。

また、資源が乏しい日本において、気候変

①県の確認事項に対する国の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

【経済産業省(資源エネルキー庁)】	
確認事項	コメント
	動対策を進める中にあっても安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題であり、その上で、電力を供給する上では、S+3Eのバランスを取るため、①ベースロード電源、②火力や揚水式水力、蓄電池などの調整力、③再生可能エネルギーをうしたが重要であり、べースロード電源を含め、こうした観点から、ベースロード電源を含め、から、本のため、安全を最優先に、原子力発電を活用していくことが必要不可欠であるとを活用していくことが必要不可欠であるとを活用していくことが必要不可欠であるとを活用していくことが必要不可欠であるとを活用していくことが必要不可欠であるとを活用していくことが必要不可欠であるとが必要不可欠であるととが必要であるときによります。
④ 設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可が終わっていないのに、なぜこの時期に政府は、立地自治体に対し再稼働の理解要請をするのか。	設置変更許可は、①原子炉施設の基本設計や設計方針の安全性、②原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎、③重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置や原子炉の運転を的確に遂行する技術的能力等の確認をしているものと承知しています。 こうしたことを踏まえ、これまでも安全性に関わる原子炉施設の基本設計のみならず、運用面での技術的能力も含め、基準に適合していると認められた設置変更許可のタイミングにおいて、政府として地元のご理解を得られるよう取組を開始しており、そうしたことにより、地元に対する理解活動の機会を多く確保し、より丁寧に時間をかけ、ご理解を得る努力を積み重ねることができると考えています。



①県の確認事項に対する国の回答

【原子力規制庁】

確認事項

コメント

⑤ 中国電力は、これまで度重なる不適切事 案を起こしてきている。これは、安全に対 する意識が低く、また、緊張感と責任感が 著しく不足していたためと考えているが、 この様な事業者が安全に原発を運転する ためにどの様な対応をとられるのか。

設置変更許可の審査の中で、技術的能力が あることは確認しました。また、安全管理や 組織の運用管理面の体制については、保安規 定の審査で確認していきます。一方、事業者 の安全意識やその質が確保されているかに ついては、日常の原子力規制検査で確認して いきます。この検査では、原発に常駐してい る検査官が必要と考える際に現場の実態を 直接確認することとしており、また、事業者 の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に 応じて検査の量や種類を増やすことになり ますので、事業者の安全意識の確保等に効果 的な対応ができると考えています。

さらに、島根原子力規制事務所において は、検査官が、中国電力での過去の不適切事 案を念頭に厳格に行っていきます。

特に事業者の保安活動に対する監視につ いては、事業者自身の自律的な取組を促すよ うに、規制当局として、検査制度・検査官の 質を高めて、検査・監視のクオリティーを高 めていくことで、事業者側の緊張感に緩みが 出ないように対処していきます。

⑥ 意図的な航空機の衝突等のテロにより、 原子力施設が被害を受けた場合は、原子炉 建屋は破壊されないのか。また、使用でき る設備等で、放射性物質の放出や拡散を防 ぐことができるのか。

新規制基準では、大型航空機の衝突等によ って原子炉建物など原子力施設の大規模な 損壊が発生することを想定した対策を講じ るよう要求しており、具体的には、可搬型設 備を中心として柔軟で多様性のある対応が できるように手順書や体制、設備等を整備す る方針であり、審査において確認していま す。



①県の確認事項に対する国の回答

【内閣府原子力防災担当】

確認事項

コメント

⑦ 大雪などのように広範囲にわたり一度 に多くの支援が必要となる災害や、地震・ 津波などのように多くの道路や港の被害 が直ちに復旧ができない災害などが原子 力災害と併せて発生した場合、自治体だけ では対応が困難なケースも想定される。例 えば、避難ルートが自然災害等により使用 できない場合は、あらかじめ定めた代替ル ートに変更、または、新たにルートを設定 するとともに、迅速に道路を啓開すること としているが、それでも道路が使えない場 合、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察 及び消防等の支援を得て、ヘリコプターや 船艇を使用し避難を実施する場合、どのよ うに避難を行うのか。また、緊急時対応で 定めた港湾等が、津波等で被災した場合、 具体的にどのようにヘリコプターや船艇 で避難を行うのか。

緊急時対応は、実動部隊を所管する関係省 庁も了解して策定しており、実動部隊を派遣 することは確実です。ただし、具体的な対応 方法は、自然災害の種類や施設の被災状況に よって異なってきますので、現段階で確定的 なことは申し上げられませんが、これまでの 他の大規模災害時の支援を見ていただけれ ば、確実に支援を行うことが分かっていただ けると考えられます。

⑧ 感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたとき、また避難先の自治体が自然災害で被災して受入対応が難しい場合などで、岡山県、広島県よりもさらに広域に避難者の受入調整を行わなければならないときは、自治体の対応だけでは困難であり、国が前面に立って受入先自治体の確保のための調整を行うことを改めて確認する。

中国地方で避難先が充足しない場合は、不 足分について中国地方以外の災害等発生時 の広域支援に関する協定等を締結している 府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整 の上、避難先を確保することを基本としてい ますが、両県がそうした協定による対応を実 務上できない場合は、政府も責任を持って対 応します。



②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

確認事項

コメント

[原発の必要性のコンセンサスの形成]

① 原発の必要性について、国民に対し分か りやすく説明するとともに、島根県民の生 活にとっては原発立地自体によるメリッ トが少ないため、十分なコンセンサスが得 られるよう、特に丁寧に対応すること。(安 来市)

原子力については、本年 10 月に閣議決定 した第6次エネルギー基本計画で示したよ うに、2050年カーボンニュートラルを実現 するため、必要な規模を持続的に活用してい く方針です。

資源の乏しい日本において、気候変動対策 を進める中にあっても、安定的で安価な電力 を供給する上では、安全を最優先に、原子力 を活用していくことが必要不可欠と考えて います。

こうした国の方針について、立地自治体や 周辺自治体の皆様に向けた理解活動を丁寧 に進めることが重要と考えています。

引き続き、立地自治体や周辺自治体の皆様 に対し、国のエネルギー政策や原子力発電所 の必要性などについて、丁寧な説明を尽く し、国が全面に立って、幅広い理解が得られ るよう、粘り強く取り組んでまいります。

[より円滑な避難のための道路等の整備]

- ② 原子力災害時の避難路や緊急輸送路と しての役割が期待される道路の整備を進 めること。特に、山陰自動車道「出雲・湖 陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を 加速し、また、一般国道9号出雲バイパス の全線4車線整備を早期に事業化するこ と。(出雲市)
- ③ 広域避難計画をより実効性あるものと するため、道路等の環境整備に国が責任を 持ち、継続的に支援するとともに、避難ル ートとなる道路(松江道、国道、県道)に ついては、優先的に災害に強い整備改修を 進めること。(雲南市)

道路整備を含む原子力防災対策の充実は、 地域住民の安全・安心の観点から重要である と認識しています。

本年 10 月に閣議決定した第6次エネルギ 一基本計画においても、避難道路の整備や防 災体制の充実などの課題に対し、政府として 真摯に向き合っていくこととしています。

経済産業省としても、内閣府や国土交通省 等の関係府省と、その重要性を共有し、引き 続きしつかり協力しながら、より円滑な避難 のための道路整備を含む防災対策の充実に 向けて、丁寧に対応してまいります。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

TH = T	
$L'LL' \rightarrow \Delta$	- H - H
40年前公	—

コメント

[周辺自治体への財政措置]

④ 立地自治体には、電源三法交付金による 財源措置がなされている一方で、周辺自治 体にはそうした措置がないことを踏まえ、 周辺自治体に対しても、適切な財政措置を 講じること。(雲南市)

これまで、日本の原子力・エネルギー政策 は、立地自治体や周辺自治体の皆様といった 原子力立地地域の関係者の理解と協力に支 えられてきており、今後もそうした地域の持 続的発展に向けた取組が必要と考えていま す。

そのため、政府として、地域資源の開発・ 観光客の誘致といった地域振興等、地域の課 題に真摯に向き合い、関係省庁が連携して、 その解決に向けた取組を進めていくことが 重要と考えており、

- ①専門家派遣を通じた地域産品の開発・販 路開拓、観光誘致の取組への支援
- ②再生可能エネルギー構造の高度化に向 けた取組への支援

を行っています。

引き続き、地域の課題・ニーズに真摯に向 き合い、こうした施策を活用しながら、地域 の取組を積極的に支援してまいります。今後 とも、地域の皆様の声を伺いながら、地域振 興にしつかり取り組んでまいります。

〔周辺自治体の意見の尊重、立地自治体と同 様の安全協定の締結〕

⑤ 原発の再稼働を進めるにあたっては、立 地自治体の意見が最大限尊重されること を前提に、周辺自治体の意見も十分に反映 される新たな法制度を構築すること。

また、そうした法制度が構築されるまで の間の暫定的な措置として、周辺自治体が 立地自治体と同様な安全協定が締結でき るように支援を行うこと。(出雲市)

⑥ 周辺自治体が立地自治体と同様の安全 協定を電力会社と締結できる制度等を検 討すること。(安来市)

原子力発電所の再稼働にあたっては、住民 の皆様の幅広い御理解が重要であり、国も前 面に立って、丁寧な説明を尽くすなど最善の 努力をしてまいります。その際、立地自治体 のみならず、周辺自治体の皆様の声もしっか り受け止め、丁寧に取り組んでまいります。

なお、再稼働に際しての理解確保のための 活動範囲や方法については、各地の事情が 様々であることから、国が法令等により一方 的・一律に決めるのではなく、各地域の実情 を踏まえて、対応することとしています。

今後とも、立地自治体や周辺自治体の皆様 に寄り添って、原子力発電所の再稼働につい



②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

確認事項	コメント
⑦ 原子力発電所の安全対策上重要な事項 について、周辺自治体の意見が十分に反映 されるよう、国が周辺自治体の意見聴取を 行うなどの新たな制度を創設すること。 (雲南市)	ての御理解が得られるよう、粘り強く取り組 んでまいります。
〔核燃料サイクルの取り組み〕	本年 10 月に閣議決定したエネルギー基本 計画で示したとおり、使用済燃料を再処理

- ⑧ 高レベル放射性廃棄物処分の見通しに ついて早急に明らかにするとともに、住民 に分かりやすく説明すること。(安来市)
- ⑨ 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全か つ確実な処理及び処分について、引き続き 前面に立って取り組むこと。(雲南市)

し、回収したプルトニウム等を原子力発電所 において再利用する核燃料サイクルを推進 することが政府の基本方針です。

昨年、核燃料サイクルの中核となる日本原 燃の六ヶ所再処理工場と MOX 燃料工場が、原 子力規制委員会の安全審査に合格したこと は、核燃料サイクル政策における大きな前進 と認識しています。引き続き、竣工と操業に 向けた準備を官民一体で進めてまいります。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分 は、使用済燃料が既に存在している以上、原 子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体 で必ず解決しなければならない重要な課題 です。

この課題解決に向けて、これまで、国が前 面に立って、全国での対話活動に取り組んで きた結果、昨年11月から、北海道寿都町(す っつちょう)と神恵内村(かもえないむら) において、文献調査を実施しています。

北海道以外の地域も含め、全国のできるだ け多くの地域で文献調査を実施していただ けるよう、引き続き、国が前面に立って、対 話活動に取り組んでまいります。



②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

→ L → →	┵.	
アセゴル	#	垍
雅沁	#	ᄱ

コメント

[再生可能エネルギー等の普及の推進]

⑩ 将来的に原子力発電に頼らない電源構 成を目指し、再生可能エネルギーの普及 と、これを主力電源とするエネルギー政策 を早期に確立すること (雲南市)

エネルギーは全ての社会・経済活動を支え る土台です。我が国の国際競争力維持・強化 と国民生活の観点から、S+3Eのバランス を取りながら安定的で安価なエネルギー供 給を確保することは最重要課題です。

S+3Eの全てを満たす完璧なエネルギ 一源が存在せず、今後の技術革新などの不確 実性を踏まえれば、再エネのみならず、原子 力、火力、水素、CCUS など、あらゆる選択 肢を追求していくことが重要と考えていま す。

その上で、再エネについては、エネルギー 安全保障にも寄与できる重要な脱炭素の国 産エネルギー源であり、最大限導入していく ことが基本方針です。再エネの更なる導入に 向けては、導入に適した場所の確保、地域に トラブルなく受け入れられるためのルール 強化、コスト低減に向けた研究開発などに取 り組んでまいります。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【内閣府原子力防災担当】

確認事項

コメント

〔避難計画の実効性向上のための支援、取り 組み〕

⑪ 広域避難計画の実効性を高めるために は国の関与が不可欠であり、住民避難にあ たり、自治体から支援の要請があった場合 には、必要な支援を行うこと。

また、原子力災害にも対応できる部隊の 配置を含めた陸上自衛隊出雲駐屯地の機 能・人員・設備の拡充など支援体制を強化 すること。(出雲市)

② 緊急時対応、広域避難の実効性を高める 訓練などの原子力防災対策について、引き 続き前面に立って取り組むこと。(雲南市)

不測の事態により自治体だけでは対応で きない場合、自治体からの要請に基づき、被 災者の救助、道路の啓開、住民避難等につい て、全国規模の実動組織による支援を実施す ることとしています。

国としては、防災対策の一層の実効性向上 に向けて、実動組織による支援や訓練等によ る検証等を通じて、島根地域の原子力防災体 制の更なる充実・強化に向けた取組を促進し ていく所存です。

[防災対策に係る支援制度の拡充等]

- ③ 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対 策・防災対策に従事する職員の人件費や、 避難所、一時集結所となる施設の改修に係 る経費などについて、支援の対象経費に加 えること。(出雲市)
- ④ 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対 策・防災対策に従事する職員の人件費や、 避難退域時検査場所、避難所、一時集結所 となる施設の改修に係る経費などについ て、支援の対象経費に加えること(雲南市)
- (15) 本市の本庁舎や、代替施設として位置づ けている消防本部庁舎はいずれもUPZ 内にあり、また、市内には放射線防護対策 を実施した病院や社会福祉施設がないこ とから、本市庁舎、市内の原子力災害拠点 病院及び社会福祉施設等の放射線防護対 策を実施すること (出雲市)

関係自治体が行う原子力防災対策に必要 な経費については、これまでも原子力発電施 設等緊急時安全対策交付金等により、財政的 な支援を行っているところです。

今後とも必要な予算が確保できるように 努めていくと共に、関係自治体等の具体的な 意見・要望を十分にお伺いしながら、弾力的 な支援を行えるよう努めてまいります。



②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【内閣府原子力防災担当】

在認事項	コメント
[より円滑な避難のための道路等の整備] ① 原子力災害時の避難路や緊急輸送路としての役割が期待される道路の整備を進めること。特に、山陰自動車道「出雲・湖陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を加速し、また、一般国道9号出雲バイパスの全線4車線整備を早期に事業化すること。(出雲市)	②、③に係る資源エネルギー庁からの回答 のとおり
① 広域避難計画をより実効性あるものとするため、道路等の環境整備に国が責任を持ち、継続的に支援するとともに、避難ルートとなる道路(松江道、国道、県道)については、優先的に災害に強い整備改修を進めること。(雲南市)	

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項

回答

① 避難先自治体に対し避難所運営マニュ アルの策定を働きかけるなど、広域避難先 の理解促進に引き続き取り組むこと。(出 雲市)

広域避難先となる岡山県、広島県とは、平 成26年に「原子力災害時における広域避難 に関する協定」を結び、両県の市町村に避難 先施設の選定をはじめ、受入のためのご協力 をいただいています。

受入マニュアルについては、避難所運営な どは自然災害時と共通する部分が多いほか、 原子力災害特有の事柄等については、県から 「原子力災害時における広域避難に関する 避難者受入れに係るガイドライン! 及びマニ ュアルのひな形で具体的に示していること から、県としては、マニュアルが策定されて いない自治体でも避難住民を受入れること は可能と考えています。

一方で、より円滑な避難受入れのために は、避難先自治体自身のマニュアルとして作 成いただくことも大切と考えているため、引 き続き、岡山県及び広島県と連携をとりなが ら、マニュアルの策定の促進に市と一緒にな って取り組んでいきます。

② 避難開始当初、避難住民の送り出しに全 力をあげなければならないが、本市では同 時に、市内避難のための避難経由所・避難 所開設を行う必要があることから、円滑な 避難のため、県は、全面的な支援を行うこ と。(出雲市)

市内で多数の避難所の開設が必要となる など、市に対して円滑な避難のための支援が 必要となった場合には、県が行う支援要員の 派遣に加え国への支援要請や、災害時の応援 協定に基づく他の都道府県への協力依頼、中 国電力に対する要員派遣の要請など、様々な 手段を講じて支援を行っていく考えです。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項

回答

③ 避難ルートマップのバージョンアップ、 島根県版防災アプリや啓発DVDの作成、 多言語にも対応した住民向けのガイドブ ックの作成・配布を行うこと。

また、外国人住民や外国人観光客を対象 とした緊急時の情報伝達手段を構築する こと。(出雲市)

県では、外国人向けに「やさしい日本語」 を使った防災パンフレットの作成や、訓練で は多言語でメールの発信を行い、外国人向け の広報手段の検討などを行っているところ ですが、居住又は一時滞在する外国人の方を 意識した平時の広報・緊急時の情報伝達も重 要なことと考えており、市と一緒になって取 り組んでいきます。

④ 災害時に避難車両を必要台数確保する ことが不可欠であり、平時から、新型コロ ナウイルス感染症等により厳しい経営環 境にあるバス事業者等に支援策を講じる こと。(出雲市)

新型コロナ感染症の影響を受けて、バス事 業者や県民生活の厳しい状況を踏まえ、これ までも支援を行ってきましたが、今後の支援 についても引き続き検討していきます。

⑤ 原子力災害時のより円滑な避難のため に避難路や緊急輸送路として効果が期待 できる道路の整備を進めること。特に、高 規格道路「境港出雲道路」のほか、広域幹 線道路や地域内幹線道路を早期に整備す ること。(出雲市)

より円滑な避難が可能となるよう、国に対 しては、道路整備等の支援の拡充を、引き続 き要望していきます。

県の幹線道路の整備については、昨年度策 定した「島根の『つなぐ道プラン

2020』において、災害時や緊急時の輸 送路として重要な機能を担う「骨格幹線道 路」を優先的に整備すること、また、道路防 災対策(落石対策、橋梁耐震化等)について は「緊急輸送道路」から優先的に実施する方 針を定めており、これに基づき整備を進めて いきます。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】

要望事項

回答

⑥ 住民が迅速かつ安全に避難できるよう、 避難計画の確立と実効性確保に努め、避難 退域時検査による汚染拡大の防止のため の適切な対応を行うこと。(雲南市)

避難退避時検査場所やその周辺の道路な どの放射性物質による汚染状況については、 県も加わって行う緊急時モニタリングの中 で、走行サーベイや航空機モニタリング等の 方法により調査を行います。

その上で、必要に応じて国の責任において 除染等の措置が確実に実施されることとな っています。

- ⑦ 避難所、一時集結所となる施設の改修等 については、国の補助制度の対象とされて いないため、県が、市の実施する整備等に 対し財政的な支援を講じること。(出雲市)
- ⑧ 原子力災害が発生した際、公助にあわせ 自助・共助による災害対応が重要であるこ とから、自助・共助の効果を高めるため、 地域住民の繋がりを深めるなど地域活動 の活性化が図られるよう、原子力災害も含 め住民への情報伝達手段の充実のため防 災情報伝達の主要手段である行政告知端 末の設置促進・更新と維持管理、地域活動 の拠点や災害時の避難所となる公共施設 の修繕や改修、共助の基礎となる自治会等 地域組織の活性化、自主防災組織等の育成 や結成促進について支援すること(安来 市)
- ⑨ UPZ内にある市役所本庁舎の緊急時 の代替庁舎となる施設や、一次集結所、避 難退域時検査場所となる市有施設等の整 備については、国の補助制度の対象とされ ていないため、県が、市の実施する整備等 に対し財政的な支援を講じること(雲南 市)

周辺3市は、国からの交付金等や固定資産 税の税収等の原発立地に伴う財源が少ない ことから、原子力防災等に継続して取り組む ことができるよう、核燃料税を財源とする交 付金について、毎年度一定の額を保障する仕 組みを検討しているところです。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【島根県】



- ⑩ 周辺自治体が、中国電力(株)と立地自 治体並みの安全協定を締結できるように、 積極的に働きかけること。(出雲市)
- ① 周辺自治体が中国電力株式会社と立地 自治体と同等な安全協定を締結できるよ う、引き続き必要な支援を講ずること。 (雲南市)

安全協定については、立地自治体と周辺自 治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当 な内容を主張されていると受け止めており、 どちらかに与して、こうすべきと言うことは 適当でないと考えています。

周辺自治体と中国電力との安全協定の問 題としてではなく、国に対して、立地自治 体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼 働の判断に、適切に反映される仕組みを要望 していきます。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項 回答

① 立地自治体と同様の安全協定を締結す ること。(出雲市)

出雲市、安来市、雲南市におかれては、安 全協定改定に係る協議にご対応いただき、感 謝申し上げます。

協議において、当社から提案させていただ いた内容は、関係自治体の立場やご関係、こ れまでの経緯、全国的な議論の状況等を踏ま えて検討を進めた結果として、当社としてと り得る最大限の対応を織り込んだものと考 えています。

当社としては、住民の皆さまの「安全」の 確保および「環境」の保全を図るという安全 協定の目的は、立地自治体と同じものであ り、また、発電所の運営にあたり、関係自治 体のご意見を反映することは非常に重要と 認識しています。

こうした観点から、安全協定の運用におい ては、これまでどおり誠意をもって、立地自 治体と同様に、対応させていただく所存で す。

さらに、原子力防災の観点では、福島第一 原子力発電所の事故以降、原災法等に基づき 災害対策に重点的に対応されている 30km 圏 内の自治体と連携の上、立地自治体・周辺自 治体の区別なく、事業者としての責務をしっ かりと果たしてまいります。

② これまで運営管理上生じた様々な問題 により、住民は不安を感じていることか ら、適切に安全対策を実施し、要員育成・ 訓練等の対応が行われることを分かりや すく説明するとともに、随時、新しい知見 を取り入れるなどにより、不断の対策の向 上が図られるよう対応すること。

(安来市)

点検不備問題などでは、多くの方々からの 信頼を大きく損ねることとなり、大変申し訳 なく思っています。再発防止対策を鋭意進め るとともに、原子力安全文化醸成に向けて 様々な取り組みを実践しているところです。

島根原子力発電所では、福島第一原子力発 電所事故の教訓を踏まえて、「事故は起こり うるもの」という前提のもと、大規模地震や

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項	回 答
	津波の発生によって全ての電源が喪失する などといったさまざまな原子力災害を想定 した「緊急時対応訓練」を繰り返し行うとと もに、緊急時対策要員に対する教育を計画的 に実施し、緊急時対応能力の維持・向上に努 めています。
	また、島根原子力発電所は新規制基準に的確に対応することはもとより、新たな知見も踏まえながら、さらなる安全性の向上を不断に追求し、安全を最優先とした取り組みを継続的に進めてまいります。
	こうした取り組みについて、様々な説明の機会や広報誌の発行、発電所見学会、HP掲載などの機会を通じて皆さまに丁寧に分かりやすく説明するよう、引き続き、努めてまいります。

③ 原子力発電所で施設敷地緊急事態が発 生した場合、それ以降、事業者は事態を収 拾させるための応急措置を講じるととも に、措置の内容を報告することが定められ ている。

事故による放射性物質の大規模放出を 避けるなどの目的でやむを得ずフィルタ ベントを実施する場合、そうでない場合に 比べて、その影響は相当程度抑えられると 考えられるものの、敷地外へ影響を及ぼす ことになるため、フィルタベントベントに 関する情報についても確実に報告される よう留意いただきたい。(安来市)

格納容器ベントは、あらかじめ定めた判断 基準に基づいて行うこととしております。

原子力災害等発生時においては、事象の状 況や当社の対応などについて、通報・連絡基 準に基づいて、関係自治体の皆様へ、適宜、 適切なタイミングでの通報・連絡を実施する こととしており、格納容器ベントに関する情 報についても、しっかりと、通報・連絡させ ていただきます。

なお、格納容器ベントの実施時期について は、適官、原子力規制庁緊急時対応センター (ERC) と情報共有を行っており、関係自治 体の皆さまには、オフサイトセンターを通じ ても、情報共有が行われます。



②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】

要望事項

④ 原発のテロ対策について、核物質防護 上、詳細な説明が困難である点は理解でき るが、ハード・ソフト両面の対応、要員育 成・訓練等が適切に行われることを分かり やすく説明するとともに、不断の向上が図 られるよう対応すること。

加えて、特定重大事故等対処施設が未整 備の状態でも、十分な対応が取られること を明らかにすること。(安来市)

回答

島根原子力発電所では、高圧発電機車や送 水車等の可搬設備を分散して配備しており、 一定のテロ対策の機能を有しているものと 考えています。

加えて、更なるバックアップとして、故意 による航空機衝突などのテロリズムによっ て炉心損傷が発生した場合に備え、特定重大 事故等対処施設を整備することとしていま す。

テロ対策については、国の安全保障という 広い立場から対処する必要があると考えて いますが、当社としましても、不審者の早期 発見、治安当局への早期通報が確実に行える よう、業務実施計画に基づき現地治安当局 (県警、海保) のご指導の下、侵入事案の対 処訓練などの各種訓練および全ての発電所 員を対象とした核物質防護教育を毎年実施 しています。

また、不審者が容易に侵入できないよう監 視設備の設置、障壁の拡充等を行っていま す。

⑤ 社会・経済活動を行う上で重要な、安定 した電力供給や電気料金の低廉化に努め ること。(安来市)

電気は生活や社会経済活動に直結するも のであるため、安全確保を大前提に、電力の 安定供給、経済性の確保、地球温暖化対策の 観点から、バランスのとれた電源構成を目指 すとともに、更なる経営効率化に取り組み、 安定的かつ低廉な電気の供給に努めてまい ります。

②3市の要望事項に対する国・島根県・中国電力の回答

【中国電力】 要望事項 回答 ⑥ 島根原発1号機の廃止措置計画の了解 当社はこれまでも、周辺市も含めた地元で 時(H29.7.11) に県が「地元企業への工事 の調達や発注に積極的に取り組んできたと 発注など地域振興に特段の配慮をするこ ころであり、多くの皆さまにご協力いただき と」を要請しているが、例えば、工事や点 ながら、発電所を運営してまいりました。 検業者について周辺市の宿泊施設を利用 廃止措置に伴う経済的貢献についても、引 してもらうなど中国電力は周辺市の地域 き続き、「地域のご理解・ご協力があってこ 振興にも配慮を図ること。(安来市) そ」との基本的な考え方のもと、地元調達や 発注、周辺市の宿泊施設の利用につきまして も、しっかり取り組んでいきたいと考えてい ます。 当社としましては、引き続き協力会社各社 に対しましても、周辺市を含めた地元企業の 利用を働きかけてまいります。 ⑦ 原子力災害が発生した場合の、UPZ内 当社は、原子力災害対策重点区域(PAZ、 UPZ) の内外にかかわらず、島根原子力発電 を就労、買い物等で生活圏としている隣接 区域の住民に対する補償について具体的 所における事故と相当因果関係のある損害 に検討すること。(雲南市) について賠償いたします。 UPZ 内を就労、買い物等で生活圏としてい る隣接区域の住民の皆さまに対しても、同発 電所における事故と相当因果関係のある損 害についてしっかりと賠償いたします。 ⑧ 広域避難計画について、市民が迅速かつ 当社が策定している事業者防災業務計画 に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリン 安全に避難できるよう、事業者として最大 グや、関係自治体が策定された住民避難計画 限関与すること。(雲南市) 等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基 づく避難退域時検査への動員、ストレッチャ 一車両の確保、備蓄物資の供給などについ て、事業者として最大限対応してまいりま す。 また、引き続き、要員へ教育・研修を行な ったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓 練にも参加させていただくことで、練度向 上、関係機関との連携強化を図ってまいりま す。

1. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について | 資料1 ③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

[出雲市長]

【出雲市長】

(国の広報活動の徹底について)

住民説明会、安全対策協議会等を開催し、様々な意見を聞いた。

原子力発電については、安全性への不安や、核燃料サイクル、放射性廃棄物の最終 処分への懸念など、稼働に慎重な意見も多くあった。

ついては、国のエネルギー政策として、原子力発電をベースロード電源と位置付け、 稼働を進めていくのであれば、国の責任において、そうした住民の不安に対し、引き 続き広報活動を徹底していただきたい。

(安全協定の締結と不適切事案の再発防止について)

初めに、原子力災害のリスクがある以上、立地自治体と同様な安全協定の締結を求 めていく立場に変わりはないことを強く申しあげておく。

住民説明会等では、中国電力に対して、電力事業者としての資質を問う意見が多数 あった。原子力発電所を運営する事業者として、高い安全意識を基礎として、新たな 知見を取り入れながら確固たる技術力を身につけ、徹底した何重ものチェック体制を とり、協力会社も含め二度と不適切事案を生じさせないよう、不断の努力を続けてい ただきたい。地域住民の信頼を得られるよう、安全を最優先とした取組を徹底してい ただきたい。

(住民向けパンフレット等の作成について)

本市では、原子力災害時の避難行動、避難先、避難ルートを分かりやすく記載した パンフレットを、地区別に作成し、全戸配布したいと考えている。前回の会議で知事 から「県と3市が一体となって取組を行なっていきたい」との発言もあったが、協力 をお願いしたい。

(広域避難訓練について)

毎年度実施される原子力防災訓練において、対象地区全てが、順番に広域避難訓練 に参加できるようご配慮いただきたい。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

本年10月に第6次エネルギー基本計画を閣議決定し、その内容について広報活 動、理解活動をしっかり行っていくことが重要だと考えている。原子力発電は、カー ボンニュートラルをめざす中でも必要不可欠であり、引き続きベースロード電源とし て持続的な活用を図っていくことが大事である。こうした点について、国民の理解が 十分でない面があるため、広報活動、理解活動を粘り強くやっていかなければならな い。具体的には、オンライン参加を含む各地の説明会での説明、SNSを活用した情 報発信など、様々な方法で、国民全般、原子力発電所立地地域の皆さま、消費地の皆 さまに対して、継続的に対応していきたい。

広報活動、理解活動に終わりはないと思っており、皆さまの意見も聴きながら、し っかり対応していきたい。

③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

【中国電力】

安全協定については、3市長のご意見として真摯に受けとめさせていただく。 不適切事案への対応については、当然、事案毎に根本原因を含め対処してきている。 安全文化の更なる醸成に努め、不適切事案をしっかりと抑え込んでいけるよう、トッ プ自らの責任として対応していきたい。

【島根県】

(住民向けパンフレット等の作成について)

松江市の例も参考にしながら、一緒になって取り組みたい。

(広域避難訓練について)

毎年、30km 圏内のいくつかの地区の住民の方に、実際にバスに乗って避難先ま で行っていただく訓練を実施している。今後も、より多くの住民に参加いただくなど、 3市とともに内容も工夫して計画的に取り組んでいきたい。こうした取組も含め、避 難先自治体との理解促進、連携強化に取り組んでいきたい。

〔安来市長〕

【安来市長】

(国の理解活動の取組について)

国に対しては、しっかりとした理解活動の取組を今後もお願いしたい。

(県からの財政支援について)

県からは、3市に対して交付している核燃料税を財源とする交付金について、原子 力防災に継続して取り組むことができるよう、毎年度一定の額を保障する仕組みを検 討していると回答があった。今後も原子力防災にしっかり取り組めるよう支援をお願 いしたい。

(中国電力の安全性向上について)

中国電力に対しては、回答にあったとおり、安全性向上の追求や安全を最優先にし た取組、こうした取組の広報や住民への理解活動の継続が、非常に重要だと考えてい る。その点、しっかりと取り組んでいただきたい。

また、冬場を迎え、電力需要が増加する時期となるが、安定かつ低廉な電力の供給 について、しっかりと対応していただきたい。加えて、周辺市への地域振興にも配慮 していただきたい。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

広報活動、理解活動については、関係省庁も含め、しっかりと取り組んでまいりた 11

【中国電力】

安全を最優先にした取組や、その広報活動については、ご指摘のとおりであり、今日の

③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

後様々な工夫をして行っていきたい。

冬場の電力については、全国の電力会社の広域機関において、安定供給に向けた対 応を行っている。中国電力においても、本年1月の教訓を踏まえ、電気供給にとって 重要なLNG等燃料の追加調達を行うなど、万全の体制をとっている。ただし、不便 のない範囲での節電について、あわせてお願いしたいと考えている。

周辺3市への地域貢献については、従来から取り組んでおり、今後とも様々な意見 をお聴きしながら、対応していきたいと考えている。

〔雲南市長〕

【雲南市長】

(原子力発電の必要性について)

住民説明会では、これまでも原子力発電所を稼働させずに電力供給できているとの 意見が出るが、今後、原子力発電所を稼働しないこととした場合の影響を、住民にわ かりやすく情報発信していただけると、住民が考えるうえでの材料になるのではない かと感じている。

中国電力からは、島根原子力発電所が稼働すれば年間450億円程度の燃料費の節 減が見込めるとの具体的な説明があった。我が国の国際競争力維持・強化と国民生活 の観点から安定的で安価なエネルギー供給の確保が重要という説明はあったが、より 具体的でわかりやすい説明をお願いしたい。

(被災者支援の体制について)

原子力災害時には、原子力被災者生活支援チームを投入するとの回答があった。原 子力災害への支援は、国全体で対応する印象を持っていたが、経済産業省から回答さ れており、疑問に思ったところである。内閣府を含め国全体で調整されたうえでの回 答ではないかと思うが、確認のため国の支援体制について補足説明をお願いしたい。

(エネルギー政策のあり方について)

国のエネルギー政策においては、再生可能エネルギーの主力電源化をめざすという 姿勢ではあるが、現状、様々な課題があり、不確実性があるがゆえに、原子力発電も 必要という説明だと思っている。今後、再生可能エネルギーの課題解決に向けて最大 限取り組む中で、飛躍的な技術進歩が起こらないとも限らない。

その場合、主力電源としての再生可能エネルギーの時代が早まり、現在のエネルギ 一政策のあり方も見直す時期が来るのではないかと思っている。

再生可能エネルギーに関する技術の進歩に応じ、原子力発電のあり方も含め、適切 な時期に柔軟な対応をとられると考えているが、そういった考え方で良いか。

(周辺自治体への財政措置について)

支援策の例について説明があったが、これは一般的な施策なのか、それとも立地あ るいは周辺自治体に対する特別対策なのか、説明をお願いしたい。

1. 第3回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について |資料 1 ③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

[雲南市長]

我々としては、電源三法交付金のような恒久的な財政措置がふさわしいと考えてい るが、その点についてコメントがあればお願いしたい。

(周辺自治体の意見を反映できる仕組みについて)

国から回答はあったが、周辺自治体の意見を反映できる制度、体制については中国 電力との安全協定も含め、引き続き求めていきたい。国策としてのエネルギー政策を 進めるうえで、国がしっかりとルール化する必要があると考えている。

各地域の実情を踏まえて対応すると回答されたが、地域の実情をどのように制度 化、ルール化していくかが見えない回答であると感じた。

(原子力災害が発生した場合の賠償について)

中国電力からの回答の中で、UPZ外でも相当因果関係があれば損害賠償するとい う考え方をお示しいただいた。現行制度では、こうした回答になると認識しているが、 住民説明会等では、福島県での事例を引き合いに、事業者あるいは国の対応を不安視 する声が多い。住民に信頼いただけるような対応をお願いしたい。

(原子力災害時の業務継続計画について)

原子力災害時における県庁業務の継続について計画されているが、そういった部分 も今後、情報提供いただいて、我々もしっかり市民に伝えていきたいと思っている。 そういった部分での、今後一層の原子力防災体制の充実に向けてご理解、ご協力をお 願いしたい。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

(原子力発電の必要性について)

S+3Eのバランスをとることがエネルギー政策の基本である。本年1月は全国の 電力会社でLNGの確保が相当難しくなり、電力供給が非常に厳しい状況になった。 なんとかLNGを確保するよう努力し、あるいは融通し、計画停電を回避したが、そ の要因の一つとして、関西電力大飯発電所の3号機の稼働により供給された電力を全 国で融通しながら使えるようになったため、電力供給が確保された例があった。

原子力発電所が稼働すると、電力供給が非常に安定するため、その地域だけでなく 全国的な安定供給に繋がる効果がある。

コストの面では、現在、世界的にLNGの需要が非常に伸びており、原油価格とあ わせてLNG価格が非常に高くなっている状況である。電力料金は、燃料費を反映さ せる制度があり、原油価格、LNG価格の上昇に伴って、全国的に電力料金が徐々に 上がってきている。

震災前は、原子力発電で電力全体の4分の1程度を供給していたが、現在は5~ 6%である。さらに最近のLNG価格の上昇で、電力料金が上がらざるを得ない状況 になっている。

これについても原子力発電所が安定的に稼働すれば、電力料金が抑制される、ある いは下げることが可能である。高騰しているLNGを買わずにすみ、コスト抑制にな

③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔雲南市長〕

るため、電力料金や全体のコストにも良い影響が出る。

環境面では、原子力発電は発電時にСО2が発生しないため、そういう意味で温室 効果ガス排出量においては、日本は比較的抑えられているが、原子力発電所が動きだ せば、CO₂が発生する機会が減ることになり、良い効果に繋がることになる。

安全性の確認、地元の皆さまの理解が原子力発電所を稼働させる大前提であるが、 稼働すれば、電力の安定供給、発電コスト、CO₂排出削減という面で一定の効果が 出ることになる。

(被災者支援の体制について)

万が一、原子力災害が発生した場合、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策 本部が設置され、同時に緊急事態宣言を出し、本部長が様々な指示を出せることが法 律上定められている。

そうした指示の一つとして、原子力被災者生活支援チームが設置され、例えば、避 難指示区域等の設定・見直し、除染等といった活動が動き出す。

本日は、経済産業省から説明しているが、原子力災害対策本部のトップは内閣総理 大臣であり、当然、政府一体となって取り組むこととなる。

(エネルギー政策のあり方について)

再生可能エネルギーの主力電源化については、今回のエネルギー基本計画の中で、 最大限導入していく方針を明記した。したがって、その方針で取り組むが、まだ不確 実性の部分がある。太陽光、風力は、天候等によって変動するため、蓄電池の開発、 系統の強化などを並行して行っていくが、さらに大きな技術革新があるかもしれな い。例えば、効率が非常にあがる、非常に良い蓄電池が開発され、安価で簡単に導入 できるようになれば、再生可能エネルギーが導入しやすくなる。

現時点、2030年度の電源構成では、再生可能エネルギーの比率は36~38%を めざしている。これも非常に高い目標だが、エネルギー基本計画に記載しているとお り、現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果、活用、実装が進んだ 場合には、36~38%以上の高みをめざすこととしている。

さらに、エネルギー基本計画は、概ね3年毎に見直しを行うこととしており、その 時点で再生可能エネルギーの導入が進んでいれば、改めて目標値を設定していくこと も考えられる。

(周辺自治体への財政措置について)

資料に記載している支援事業の件であるが、エネルギー構造高度化・転換理解促進 事業という事業があり、事業としては継続して行っている。支援対象は、原子力発電 所の立地自治体及び周辺自治体であり、その意味では皆さまにお使いいただくことが 前提となっている特別な制度である。

(周辺自治体の意見を反映できる仕組みについて)

地域の意見を反映する仕組みについてであるが、我々も立地自治体のみならず、周 辺自治体の意見をしっかり聴く、あるいは政策の方向を説明しなければならないとい



③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

〔雲南市長〕

うことで、周辺自治体の議会、住民説明会等も含めて対応してきている。

また、本日の会議のように同じ場で議論し、意見をお聴きして、それを反映してい くということが非常に大事なことと考えている。こうした取組を、今後も是非やって いきたい。

各地の事情が相当異なるため、直ちに制度化するのは難しいというのが現状である が、本日の会議のような場を使わせていただきながら、皆さまの意見をお聴きし、し っかり対応していくということだと思っている。

【島根県】

(原子力災害時の業務継続計画について)

原子力災害時のBCP(業務継続計画)については、既に県で策定しているので、 またの機会に情報提供させていただきたい。

【中国電力】

(原子力災害が発生した場合の賠償について)

UPZ外においても、相当因果関係があるということであれば、きちんと賠償する ことが基本である。福島の事例について様々な課題があることは承知している。ケー ス毎に様々な考え方があって、様々な対応が生じていると思うが、中国電力としては、 十分誠意をもって損害賠償業務にあたっていきたいと考えている。

[知事]

【知事】

(県の要望事項に対する国の回答について)

今回の回答で、国の姿勢を確認させていただいたと考えている。その姿勢に基づい て、具体的な問題が解決されていくこと、具体的に要望、確認していかなければなら ないこと、国の関与が必要なことがあれば、引き続き対応していく必要があると考え ている。

(3市の要望事項に対する県の回答について)

この議題については、県からの回答もあるが、姿勢としてお示しした項目もある。 また、検討中の項目もある。個別の項目が具体化すれば、意見を伺いながら、3市の 要望に沿って、適切な対応をしていきたいと考えている。

(避難道路の整備等について)

経済産業省から「本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において も、避難道路の整備や防災体制の充実などの課題に対し、政府として真摯に向き合っ ていくこととしている」との回答があった。閣議決定は、全閣僚の了解事項というこ とであり、内閣府、国土交通省に対して、避難道路の整備や防災体制の充実等につい て、島根県側の具体的な要望を改めてきちんと伝えていきたい。

③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

[知事]

(カーボンオフ実現に向けた公費負担について)

再生可能エネルギーの電源構成比率を、今より高めていくということになれば、賦 課金が上がっていくことになると思う。受益者負担として、エネルギー利用者に対し て負担を求めていくのは難しい状況になる。

電源立地地域、とりわけ原子力発電所の立地地域に対する電源三法は、恐らく利用 者負担を原資としている制度だと思うが、その枠を広げていくのは難しい状況になっ ていくと考えられる。

今回のエネルギー基本計画の中で、原子力発電がカーボンオフの推進に重要な役割 を果たすという側面を強調されている。しかしながら、カーボンオフの政策の中に原 発立地の促進や原発立地地域に対する理解促進という観点での支援が拡充されてい るようには感じられない。利用者負担に帰すことが難しいのであれば、カーボンオフ の実現に向けた公費負担、カーボンオフの政策体系の中から、そこに投入される財政 負担の一部を充ててもらうことを考えていただく必要があるのではないか。先々の話 になるかもしれないが、そうした側面での検討もお願いしたい。

(安全文化の醸成について)

労働災害の分野で知られるハインリッヒの法則というものがある。重大事故が1つ あると、29程度の軽微な事故があり、さらにヒヤリ・ハットという事故未遂が 300程度あるというものである。

原子力発電所のオペレーションに、そのような数字が当てはまるかどうかは別とし て、構造は同じだと思う。我々は、安全文化の醸成、不適切事案が再発しないよう求 めているが、そのためにミスができない、ミスが報告できない、といったことに繋が り、軽微な事故や軽微な事故に至りそうになった過失事案を確認し、改善する活動を しなくなってしまうことは大変危険だと思っている。

重大事故を起こさないために軽微な事故を無くす、軽微な事故を無くすために、小 さなミスを把握して、平素の一人一人の行動の中から改善すべきところを見出してい くという形で対策を行い、協力会社の業務も含めて具体的な改善に繋げていただくこ とが、重大事故防止の大事なポイントだと思っている。

ミスを許さない、ミスを報告することを許さない文化になってしまうと、本末転倒 であることから、安全対策の徹底と、起きたことに対する反省と改善を両立していた だくことを是非お願いしたい。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

(避難道路の整備等について)

避難道路の整備等については、内閣府、国土交通省とも共有して対応していきたい。 (カーボンオフ実現に向けた公費負担について)

カーボンニュートラルをめざしていく中でのCO2削減に係る措置についての負 担のあり方ということだと思うが、様々な施策を考えていく中で、あるいはそれを組 み合わせていく中で検討していくべき課題だと思っている。

③国・県・中国電力の回答に係る質疑・意見

[知事]

先日、与党の税制大綱がまとまったが、その中にはカーボンニュートラルについて の記載として、カーボンプライシング、税、排出量取引などを含めたポリシーミック スについては様々な影響も勘案しながら検討していくべき、との記載もある。

そういった負担のあり方も含めて、政策を組み合わせていく中で、政府全体として も考えていかなければならない。今後の中長期的な課題であると思っている。

【中国電力】

(安全文化の醸成について)

非常に重要な示唆をいただいたと思っている。安全確保のための重要な業務とし て、協力会社も含め、不適切な状況になっていないかという情報を日々出してもらっ ている。その情報が、実際に対応すべき事項なのか判定し、事象の状況によってラン ク付けを行い対応している。とにかく適切でない状況にあると思われるものについて は、全て情報として預かって対応している。具体的には、そうした情報が年間1,200 件程度上がってくる状況である。

情報はできるだけ多く上がった方が良いと考えているが、いずれにしても小さな芽 をつぶし、大きなトラブルに発展しないよう日々業務に邁進しているところである。 また、その状況については、中国電力のホームページで逐次公開させていただいてい ることを申し添える。

資料2

2.島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しについて

令和3年12月14日·15日総務委員会資料地域振興部地域政策課

島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しについて

1. 見直しの背景

- (1) 島根原発の周辺3市(出雲市・安来市・雲南市)から、避難対策の強化などに必要な経費のうち国の補助制度の対象とされていないものについて、県に対して財政支援の要望があった
- (2) 鳥取県内周辺2市(米子市・境港市)に対しては、鳥取県が中国電力からの寄付を財源とする交付金を交付しているが、その水準に比べて、島根県から周辺3市への交付金の交付額が低い

鳥取県交付金の交付状況(R3年度)

鳥取県内周辺2市について、島根県の交付金に準じて交付割合を計算(※原発30km圏内の人口・面積で計算)すると1%となるが、両市に対する鳥取県からの交付額(20百万円)は、交付割合2%の安来市や雲南市への交付額(15百万円)を超えている

鳥取県からの交付額 (中電からの寄付金を財源)

米子市 20百万円 境港市 20百万円

【交付割合1%に相当】※

島根県からの交付額 (核燃料税を財源)

安来市 15百万円 雲南市 15百万円 【交付割合 2 %】※

2. 見直しの方針

- (1) 国からの交付金等や固定資産税の税収等の原発立地に伴う財源が少ない周辺3市が原子力防災等に継続して取り組むことができるよう、交付割合で計算した額が、鳥取県内周辺2市への交付金の実績をもとに設定した基本額を下回る場合は、その基本額を交付額とする仕組みを令和4年度から導入
- (2) 基本額は、周辺3市それぞれの交付割合について、上記1(2)を踏まえ、1%を20百万円として設定

基本額の適用イメージ(R3年度ベース)

【現 状】

【基本額を保証した場合】

交付割合•交付額

交付額 (現状との差)

松江市 12% 90百万円 → 90百万円

出雲市 4% 30百万円 → 基本額 80百万円 (+50百万円)

安来市 2% 15百万円 → 基本額 40百万円 (+25百万円)

雲南市 2% $15百万円 <math>\rightarrow$ 基本額 40百万円 (+25百万円)

※周辺3市増額分(計1億円)は、県分(交付割合80%・6億円)から負担

3. 島根原子力発電所2号機に係る県からの意見照会について

資料3



原第638号令和3年12月14日

出雲市長 様

島根県知事 丸 山 達 也 (防災部原子力安全対策課)

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく手続きについて(依頼)

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機につきましては、本年9月15日に原子力規制委員会から設置変更許可が出され、それを受けて中国電力㈱から本県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく事前了解のお願いがありました。

また、同日、経済産業省から本県に対し、島根原発2号機の再稼働を進める政府 方針への理解を要請されました。

島根原発2号機の再稼動判断に当たっては、住民説明会、住民団体の代表も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問のご意見をお聴きしておりますが、今後、貴市をはじめとする関係自治体、県議会のご意見を伺い、総合的に判断する考えです。

つきましては、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に 係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願いいたしま す。

4. 市長による東京電力福島第一原子力発電所等への視察について 資料 4

- (1) **視察日** 令和3年11月26日(金)~27日(土)
- (2) 視察先 ①東京電力福島第一原子力発電所(福島県双葉郡大熊町)
 - ②東京電力廃炉資料館(福島県双葉郡富岡町)
 - ③東日本大震災·原子力災害伝承館(福島県双葉郡双葉町)
 - ④ 東松島市役所(宮城県東松島市)
- (3) 対応者 ①福島第一原子力発電所長ほか
 - ②廃炉コミュニケーションセンター副所長ほか
 - ③東日本大震災・原子力災害伝承館スタッフ
 - ④東松島市副市長、総務部長、防災課危機管理監ほか

(4) 視察の概要

①東京電力福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所長ほか東京電力職員から、福島第一原子力発電所事故の原因 と対応状況の説明を受けた。1号機から4号機の原子炉建屋をはじめ、多核種除去設 備(ALPS)や汚染水タンク、固体廃棄物貯蔵庫などの施設を巡り、事故の状況や廃炉 作業の状況を確認した。





②東京電力廃炉資料館

館内の映像や展示物を使用して、東京電力の廃炉コミュニケーションセンター副所 長から原子力事故の状況や廃炉作業の現状、そして事故を防げなかった反省と教訓に ついて説明を受けた。





③東日本大震災・原子力災害伝承館

震災前、震災当時、震災直後の状況を、住民視点の様々な資料・証言等の記録から 確認した。





4 東松島市役所

副市長をはじめ防災課の職員から原子力発電所の周辺自治体における住民の避難 対策等について聴取し、意見交換を行った。





(5) 総括

東京電力福島第一原子力発電所や廃炉資料館の視察では、事故当時、原子炉は停止で きたものの、地震により外部電源を喪失し、またその後の津波による浸水で、非常用デ ィーゼル発電機やバッテリーなど全ての電源を失い、原子炉の冷却機能を喪失したこと が重大事故に繋がったことを確認した。

また、原子炉建屋等の事故現場や東日本大震災・原子力災害伝承館に残された記録そ して帰還困難区域等の被災地の状況を確認し、福島第一原子力発電所事故がもたらした 影響の大きさを再認識した。

一方、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓が、新規制基準や原子力災害対策指針 など、その後の原子力発電所に対する安全対策や原子力防災の取組に生かされているこ とも確認することができた。

従来の規制基準の問題点として、①地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分 であり、またシビアアクシデント対策が規制の対象となっていなかったため、十分な対

4. 市長による東京電力福島第一原子力発電所等への視察について

資料 4

策が未実施であったこと、また、②新しく基準を策定しても、既存の原子力施設にさかのぼって適用する法律上の仕組みがなく、最新の基準に適合することが要求されなかったことなどがあったため、新規制基準では、①規制項目の新設や従来の規制項目の大幅な強化、②新たな基準を既存の発電所にも適用することを義務化、③目的達成に有効な複数の(多層の)対策を用意し、かつ、それぞれの対策を考えるとき、他の対策に期待しない「深層防護」の徹底などが設けられた。

従来の原子力防災に関する課題として、①住民等の視点を踏まえた対応の欠如、②複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、③緊急時の情報提供体制の不備、④避難計画や資機材等の事前準備の不足、⑤各種対策の意思決定の不明確さ、などが指摘されており、原子力災害対策指針では、①住民の視点に立った防災計画の策定、②防災業務関係者等に対する教育及び訓練、③緊急時における住民等への情報提供の体制整備、④原子力災害対策重点区域における事前対策、⑤緊急事態における防護措置などへの基本的な考え方が定められた。

福島原子力発電所事故の反省や教訓は、決して風化させることなく、将来にわたって 生かしていくことが重要であることを改めて認識した。

このほか、東松島市では、地域毎の広域避難計画概要版の配布や、避難先自治体と連携した訓練の実施、在宅避難行動要支援者への支援体制の検討など、避難計画の住民周知と実効性向上に向けた取組等について聴取し、意見交換を行った。円滑な避難に向けては、避難計画の住民理解を進めるとともに、実践的な訓練を継続するなど、本市が取り組んでいることと方向性は同一であることを確認した。

市民の命と暮らしを守ることが、行政の最大の責務であり、今回の視察によって得たものを、今後の原子力防災の取組に生かしていく。